第三　事業の内容
一　生息状況等の把握
(一)　生息状況の調査及びモニタリング
(二)　生態等の把握
(三)　生息に適する環境等の把握
二　生息地における生息環境の維持及び改善
(一)　外来種等による影響の防止
(二)　生息地における監視等
(三)　事故防止対策
三　傷病個体の救護
四　飼育下における繁殖及びその個体の野生復帰
五　普及啓発等の推進
六　効果的な事業の推進のための連携の確保

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省　告示第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、イタセンパラに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十一日

文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

イタセンパラに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、イタセンパラ（以下「本種」という。）及び本種の生息に関連する水生生物の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善並びに本種の生息を圧迫する要因の軽減、除去等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

主として中部地方及び近畿地方における本種の分布域

第三　事業の内容
一　生息状況等の把握及びモニタリング
二　生息地における生息環境の維持及び改善
(一)　生息水域の形状の維持及び改善
(二)　水際植生の確保
(三)　底質環境の確保
三　飼育繁殖に向けた取組
四　飼育下における繁殖個体の野生復帰を含む生息地の再生
五　その他
(一)　密漁防止対策
(二)　外来種による影響への対応
(三)　緊急時の避難措置
(四)　普及啓発の推進
(五)　効果的な事業の推進のための連携の確保

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省　告示第三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、アユモドキに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十一日

文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

アユモドキに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、アユモドキ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握を行うとともに、現存する生息地において本種の生息に必要な環境条件の維持及び改善並びに本種の生息を圧迫する要因の軽減、除去等を図り、また、かつて分布域であった地域等において、生息環境を改善しつつ、飼育下における繁殖個体を野生復帰させる等、生息地の再生を図ること等により、本種が自然状態（水田等二次的自然環境を含む。）で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

京都府、大阪府及び岡山県における本種の分布域（かつて分布域であった地域を含む。）並びに第三の三の(四)により飼育下における繁殖を行う区域

第三　事業の内容
一　生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積
(一)　生息状況等の調査等
(二)　生態等に関する知見の集積
(三)　生息に適する環境の解明
二　生息地における生息環境の維持及び改善
(一)　生息水域の維持及び改善
(二)　水量及び水質の維持及び改善
三　個体の保護及び増殖
(一)　密漁防止対策及び監視の強化
(二)　外来種による影響の防止
(三)　緊急時の避難措置
(四)　飼育下における繁殖
四　飼育下における繁殖個体の野生復帰を含む生息地の再生
五　事業を効果的に推進するための方策
(一)　普及啓発等の推進
(二)　農村整備及び河川整備における配慮
(三)　効果的な事業の推進のための連携の確保

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省　告示第四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、オガサワラトンボに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日

文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫